

我孫子市マンション耐震診断

助成制度のご案内

市では、昭和５６年５月以前の旧耐震基準により設計・建築された分譲マンションの耐震診断を管理組合が実施したときに、その費用の一部を助成します。



我孫子市マスコットキャラクター

手賀沼のうなきちさん

令和７年８月

我 孫 子 市

都市部建築住宅課

分譲マンション耐震診断助成事業

1 受付期間・助成棟数について

現在、分譲マンション耐震診断助成事業は見送っており、受付はしていません。

分譲マンションの耐震診断を検討しているマンション管理組合様は、建築住宅課にご相談ください。

2 助成対象について

耐震診断助成の対象となる分譲マンションは、次の各項目のいずれにも該当するもの

- (1) 市内に現に存する分譲マンションで、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準（建築基準法施行令（昭和55年政令第196号）の改正以前の耐震基準）に基づいて建築されたものであること。
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であつて、延べ床面積が1,000㎡以上であり、地上階数が3階以上であること。
- (3) 区分所有者が現に居住する住宅の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であること。
- (4) 住宅の戸数が6戸以上であること。
- (5) 耐震診断に必要な構造関係図書（構造に係る設計図又は竣工図等）があること。

3 耐震診断を行う者について

耐震診断を行う者は、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 我孫子市に登録している「マンション耐震診断士」
- (2) 都道府県知事若しくは一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震診断に関する講習（木造の建築物に係るものを除く。）を修了した「一級建築士」で、次のいずれかに該当する者であること。

ア 自らが設計し、又は工事監理を行ったマンション。

イ 自らが所属（現に所属している場合に限る。）する建築士事務所が設計し、又は工事監理を行ったマンション。

※ マンション耐震診断士の名簿は、建築住宅課の窓口及びホームページで閲覧できます。

また、マンション耐震診断士への依頼については、申請者が行ってください。

4 耐震診断の内容について

耐震診断は、「予備診断」と「本診断」の2段階で行われます。

- (1) 予備診断

建物の現状及び構造関係図書等の内容を確認し、本診断の必要性を判断します。

本診断が必要と判断された場合は、診断方法を定め、その費用を算定します。

(2) 本診断

建物の劣化状況等を調査した上で、国の規定に基づき、耐震性能を明らかにします。

国の規定とは、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の別添第1第2号に定める事項に基づき行う耐震診断です。

5 助成額について

耐震診断に要した費用の3分の2以内の額。

ただし、次の額を上限とする。

予備診断：1棟あたり5万4千円

本診断：1棟あたり100万円又は1戸につき2万円×住宅戸数のいずれか低額

6 耐震診断助成金交付申請について

我孫子市マンション耐震診断助成金交付申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、建築住宅課に提出してください。(7 提出書類参照)

なお、耐震診断の実施にあたっては、当該マンション管理組合の集会において、決議された旨を証明する決議書を添付してください。

また、耐震診断を請負う耐震診断士等が代理で交付申請等を行う場合は、助成金交付申請、実績報告申請及び交付金の請求並びに通知書等の受領することについて、委任状が必要です。

申請の際、委任状を提出していただきますので、予め、準備をしておいてください。

※ 助成金交付申請前に、契約締結、診断着手した場合には、助成金を交付することとはできませんので、注意してください。

7 提出書類について（予備診断・本診断共通）

●助成金交付申請

書類の名称	入手先
☐ 我孫子市マンション耐震診断助成金交付申請書(様式第1号)	建築住宅課
☐ 建築確認通知書の写し又は検査済証の写し (ただし、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は省略可)	申請者
☐ 区分所有部分ごとの用途及び面積並びに区分所有者の住所、氏名及び居住の有無の一覧表	申請者
☐ マンション耐震診断士等が作成した予備診断結果報告書の写し(本診断の場合)	耐震診断士
☐ 建築物の概要が分かる図面(配置図、平面図、立面図等)の写し	申請者

☐ 用途、規模及び構造等が確認できるもの	申請者
☐ 構造関係図書の目次の写し	申請者
☐ 管理組合の規約及び耐震診断の実施に係る集会の決議書	申請者
☐ 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表であることを証する書類	申請者
☐ 耐震診断に要する費用に係る見積書又はその写し	耐震診断士
☐ 我孫子市マンション耐震診断助成事業実施要綱第4条第2号に規定する者が耐震診断を行う時は、同号に規定する要件を満たしていることを証する書類	耐震診断士
☐ 委任状(耐震診断を請負う耐震診断士等が代理で申請等をする場合)	申請者
☐ その他市長が必要と認めた書類	—

※ 本診断は、予備診断に添付した書類の内容に変更が生じた場合は変更後の書類を添付すること。

※ 予備診断の実施時期は、当該交付決定を受けた日から30日を経過する日までに耐震診断を行うこと。

※ 本診断の実施時期は、当該交付決定を受けた日から90日を経過する日までに耐震診断を行うこと。

●実績報告

書類の名称	入手先
☐ 我孫子市マンション耐震診断助成事業実績報告書(様式第5号)	建築住宅課
☐ 耐震診断の結果報告書	耐震診断士
☐ 耐震診断に係る契約書の写し及び領収書の写し(※代理受領制度を利用する場合は、領収書の写しに代えて、マンション耐震診断士等に請求及び受領を委任した助成金の額が記載された <u>委任状の写し</u> 並びに当該契約書に記載された契約の額から当該請求及び受領を委任した額を減じて得た額に係る <u>領収書の写し</u>)	申請者
☐ その他市長が必要と認めた書類	—

※ 実績報告書は、耐震診断の完了日から30日以内又は耐震診断助成金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出すること。

●助成金の請求

書類の名称	入手先
☐ 我孫子市マンション耐震診断助成金交付請求書(様式第7号)	建築住宅課
☐ 我孫子市マンション耐震診断助成金確定通知書の写し	申請者
☐ マンション耐震診断士等に請求及び受領を委任した助成金の額が記載された委任状(代理受領制度を利用する場合)	申請者

●代理受領制度について

代理受領制度とは、申請者がマンション耐震診断士等に助成金の請求・受領を委任することができる制度です。

耐震診断にかかった費用から助成額を差し引いた残額をマンション耐震診断士等に支払い、助成金は我孫子市から直接マンション耐震診断士等に支払います。

申請者が耐震診断にかかった費用の全額をマンション耐震診断士等に支払う必要がなくなり、申請者の初期費用の負担を軽減することができます。

【お問い合わせ】

我孫子市 都市部 建築住宅課

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

電 話04-7185-1541

FAX04-7185-4329

ホームページ<http://www.city.abiko.chiba.jp/>

マンション耐震診断

交付申請から助成金受領までの手続きの流れ

我孫子市
(建築住宅課)

マンション
管理組合

マンション
耐震診断士

